

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者処分基準

(目的)

1. この基準は、公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第5条第1項第4号に基づき、公認スポーツ指導者（以下「公認指導者」という。）に対し行う処分に関し、その内容を決定するに当たって必要な事項を定める。

(違反行為)

2. この基準において違反行為とは、公認指導者として遵守する義務のある公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第4条に違反する行為をいう。

公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程（抜粋）

（遵守事項）

第4条 役職員等及び登録者等は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。

2. 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
3. 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
4. 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
5. 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
6. 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

（処分の種類、内容）

3. 前項に定める違反行為を行った際に、当該公認指導者に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。

（1）注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とする。

主として、偶発的な違反行為に対して課す。

(2) 厳重注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とするものであるが、処分後、同様の事案が発生した場合は資格停止となることを通告する。

主として、継続的あるいは悪質な違反行為に対して課す。

(3) 資格停止

文書での通知を以って、一定期間資格を停止し、再教育プログラムを課す。

資格停止期間に幅があるため、軽微な違反行為から重い違反行為にまで適用する。継続的かつ悪質な違反行為、あるいは軽微とはいえない実害が生じている違反行為に課す。

(4) 資格取消し

文書での通知を以って、保有資格を取り消し、資格取得のための講習会における共通科目・専門科目の修了も無効とする。

大きな被害が生じていたり、被害者がスポーツ活動を中止した場合など、重大な違反行為に課す。

(処分の決定に係る基本的な考え方)

4. 違反行為に対する処分は、相当性の原則から、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定することとする。
5. 処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、被害者の心理的負荷・スポーツ活動への影響、日頃のスポーツ活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮することとする。
6. 前二項の基本的な考え方を踏まえて、代表的な違反行為について標準的な処分内容を別表として示す。
7. 処分は別表に記載の標準例に基づき行うこととする。しかし、実際の処分決定に当たっては、別表の処分内容を形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めることとする。
8. 別表に示していない違反行為についても、処分の対象となり得るものである。この場合、第4項、第5項に掲げる基本的な考え方を踏まえるとともに、別表の標準的な処分内容を参考にしつつ判断することとする。

(処分決定機関)

9. 処分の決定は、日本スポーツ協会指導者育成委員会（以下「委員会」という。）内に設置する処分審査会において決定する。

(再教育プログラム)

10. 資格取消処分を受けた者で公認指導者資格を再取得しようとする者または資格停止処分を受けた者(停止期間は問わない)で公認指導者資格を回復しようとする者は、委員会が実施する再教育プログラム(反省文の提出、倫理に関する研修等)を受講し、修了しなければならない。
11. 資格停止処分を受けた者が再教育プログラムを受講・修了したときは、処分審査会において、被害者との示談の有無、被害者の宥恕、反省の程度、再教育プログラムの受講結果、受講態度等の事情を考慮して、当初の資格停止期間の半分を下回らない限度で、当初の資格停止期間を短縮することができる。
12. 前二項における再教育プログラムの内容及びその修了判定については委員会で決定する。

(基準の改廃)

13. この基準の改廃は、委員会の決議を経て行う。

(施行日)

14. 本基準は、平成26年7月23日より施行する。
本基準は、平成30年4月1日より改定施行する。
本基準は、令和元年6月21日より改定施行する。